

同時発表：中部運輸局
経済産業省

令和5年3月31日
自動車局技術・環境政策課

国内初！ 運転者を必要としない自動運転車（レベル4）の認可について

国土交通省中部運輸局は、福井県永平寺町で運行する車両について、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車（レベル4）として認可しました。

国土交通省中部運輸局は、福井県永平寺町で移動サービスとして運行する車両について、2023年3月30日、全国で初めて、道路運送車両法に基づき、運転者を必要としない自動運転車（レベル4）として認可しました。

この自動運転車（レベル4）は、自動運転を継続することが困難な状況が生じた場合（故障、天候の急変等）には安全に停止することが可能であり、車内にも遠隔地にも運転者を必要としないものです。

今後、2023年4月1日より施行される改正道路交通法に基づく許可が得られた場合には、運転者を配置せずに自動運転移動サービスを行うことが可能となります。

- （1）申請者：国立研究開発法人 産業技術総合研究所（以下、「産総研」）
- （2）運行区間：福井県永平寺町の「永平寺参ロード」のうち、約2km
- （3）運行主体：永平寺町
- （4）運行車両：ヤマハ製電動カートを産総研が改造し、自動運転機能を追加
- （5）運行形態：道路に敷設した電磁誘導線上を追従しながら時速12kmで走行



福井県永平寺町の自動運転車

（お問い合わせ先）
自動車局技術・環境政策課 多田・稲吉
代表：03-5253-8111（内線 42255）
直通：03-5253-8592

(参考1) レベル3とレベル4の自動運行装置の保安基準の違い

【レベル3の保安基準】

安全を確保しつつ自動走行し、自動運行が困難な状況（故障、天候の急変等）が生じた場合には、運転者に運転引き継ぎの警報を発すること。

⇒運転引き継ぎの警報に対応するため運転者が必要

【レベル4の保安基準】

安全を確保しつつ自動走行し、自動運行が困難な状況（故障、天候の急変等）が生じた場合には、安全に停止すること。

⇒運転者に引き継がず自動運行装置が安全に停止するため運転者を必要としない

(参考2) 国土交通省の今後の取組

国土交通省は、交通事故の削減、地域公共交通の発展のためにこのような自動運転移動サービスを全国に拡大することが重要であると認識しており、2023年を「自動運転実装化元年」と位置づけ、レベル4自動運転移動サービスの実現を目指す地方公共団体の取り組みに対する支援を拡大していきます。